



あんしん補償 Basic（自動付帯）

※あんしん補償Basicはフリープランに付帯する補償です。

保険金をお支払いする主な場合

会員（以下：被保険者）がフリーランスとしての業務（日本国内で行う業務に限ります。）の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を支払限度額の範囲内で次の①、②の保険金を支払います。

①法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償金

②損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等）によって生じた費用で、引受保険会社（損害保険ジャパン株式会社）が妥当かつ必要と認めたもの。

業務遂行中の補償

- ・ 自転車で配達中に通行人とぶつかり、ケガをさせてしまった。
- ・ 育児代行等において、預かった子どもにケガをさせてしまった。
- ・ イベントに出展中、商品を陳列していた棚が倒れ、商品を見ていた来場者の子供に当たり、ケガをさせてしまった。

仕事の結果（PL責任）の補償

- ・ 飲食物を提供した結果、食中毒が発生した。
- ・ 納品物に欠陥があり、第三者にケガをさせてしまった。

受託物の補償

- ・ 依頼先や仕事場等の借用施設の壁や設備を誤って壊してしまった。
- ・ 預かっていた第三者の財物を誤って壊してしまった。

支払限度額

補償内容	1事故あたりの補償限度額	期間中の限度額※1	自己負担額
業務遂行中の補償	5,000万円	なし	20万円
仕事の結果（PL責任）の補償	5,000万円	5億円	
受託財物の補償	100万円	5億円	

※1 期間中限度額は、保険会社が補償内容ごとに支払う支払限度額であるため、業務遂行中、受託財物の補償を除いて、会員に対する支払限度額は全ての会員を合算して5億円を限度に支払われます。

支払対象となる事故

フリーランス業務の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故

※フリーランス業務とは、会員が個人もしくは自らが代表をつとめる法人として行う業務をいい、他の法人に所属して行う業務を含みません。

※複数名のフリーランスが共同で行う業務や個人・法人を問わず複数名の役員・従業員が従事している企業の業務は、その業務に関わる全ての役員・従業員・フリーランスが会員となる必要があります。なお、会員同士の事故は対象外となりますのでご注意ください。

補償対象期間について

（１）補償開始

以下会員として承認されたタイミングにより補償開始時期が異なります点、ご注意ください。

- ・ 各月15日までに会員として承認された場合、承認された月の翌月 1 日午前 0 時以降に発生した事故が補償対象となります。
- ・ 各月16日以降月末までに会員として承認された場合、承認された月の翌月15日午前 0 時以降に発生した事故が補償対象となります。

ただし、会員として承認された日以降に行ったフリーランス業務に限ります。

（２）補償終了

会員退会月末までに発生した事故が補償対象となります。

※補償条件は、保険会社との保険契約に基づき確定するため、次年度以降変更となる可能性がございます。

保険金がお支払いできない主な場合（免責事項）

次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者の故意
- ② 次に記載する被保険者の行為
 - ・ 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
 - ・ 美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
 - ・ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 ・建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ③ 施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事
- ④ 自動車・原動機付自転車・航空機、施設外における船・車両（自転車等、原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）または動物の所有・使用・管理
- ⑤ 次の財物の損壊・使用不能についての賠償責任
 - ・ 生産物
 - ・ 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
- ⑥ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）、証書、宝石、貴金属、 美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物損壊
- ⑦ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性
- ⑧ サイバー攻撃
- ⑨ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑩ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑪ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その所有者に対して負う賠償責任
- ⑫ 記名被保険者の役員、使用人等が所有、使用または管理する財物（記名被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。）の損壊について、それらの者がその所有者に対して負う賠償責任
- ⑬ 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- ⑭ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑮ 公的助成金等の申請代行業務に起因する賠償責任
- ⑯ 広告業における、契約条件より有利な条件での広告等の掲載に起因する賠償責任
- ⑰ 企画、コンサル等これに類する業務に起因する損害賠償責任
- ⑱ 建設工事につき行った行為に起因する損賠賠償責任

等

万一、事故が発生した場合

損害賠償を負うと思われる事故が発生した場合は、フリーナンス会員ページにログイン後、「お問い合わせ」から「あんしん補償保険適用の依頼」を選択し、事故の内容をただちにご連絡ください。事故報告を受けた損害保険ジャパンがご連絡しますので、ご相談をいただきながらご自身で被害者との示談交渉を行うこととなります。事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金額等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

保険契約者

フリー株式会社
support@freenance.jp

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社